

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「別表第4の第9号」を「別表第3第11号並びに別表第4第9号」に改める。

別表第3第7号の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| (8) 女性会計年度任用職員が出産する場合 | 出産予定日前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）及び出産した日の翌日から8週間。ただし、出産予定日前の休暇に残日数があるときは、2週間を超えない範囲内において、出産した日後の休暇に通算することができる。 |
| (9) 妊娠中の女性会計年度任用職員又は出産後1年を経過していない女性会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141 | ）第23条第1項第1号に規定する妊婦検診（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月末）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週か |

| | |
|--|--|
| <p>号) 第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p> | <p>ら出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</p> |
| <p>(10) 妊娠中の女性会計年度任用職員が請求した場合において、当該会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p> | <p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p> |
| <p>(11) 会計年度任用職員が不妊治療（不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。）に係る通院等（医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>1の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微受精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(12) 会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> | <p>出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において2日</p> |
| <p>(13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> | <p>会計年度任用職員の妻が出産する予定の日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間</p> |

別表第4第1号及び第2号を次のように改める。

| | |
|-------------|--|
| (1)及び(2) 削除 | |
|-------------|--|

別表第4第8号を次のように改める。

| | |
|--------|--|
| (8) 削除 | |
|--------|--|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。